

第 28 回大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会 議事概要

日時：令和 8 年 3 月 2 6 日（木）

午後 2 時～4 時

場所：大阪赤十字会館

3 階 301 会議室

【事務局】

福祉部長挨拶、委員紹介

【事務局】

議題（１）「高齢者の生活実態と介護サービス等に関する意識調査結果について」について説明

【委員】

資料１の 11 ページ、「問 8 主な介護者が介護以外に担っていること」を今回の調査から追加した理由について、「ダブルケアラーやビジネスケアラー」との記載があるが、ヤングケアラーも入っていたのではなかったか。

【事務局】

「ダブルケアラーやビジネスケアラー等の観点から」の「等」でまとめている。調査時には、主な介護者の選択肢として「同居の孫」を設定しており、この「同居の孫」を選択した回答が 4 件あった。サンプル数が少ないため参考レベルではあるが、資料 1 の 12 ページをご覧くださいと、「同居の孫」は他の介護者よりも学業を担っている割合が高いという結果となった。

【委員】

全体の調査結果として、「わからない」や「知らなかった」という選択肢を選ばれている方が一定数いると感じた。情報が届いていないことが要因で、こういった選択をした可能性があるのではないか。

【事務局】

ご指摘のとおり、高齢者の方々に届く情報発信をしていく必要がある。今回の調査で、情報収集の手段や情報通信機器の所有状況についても伺っており、この結果も踏まえて今後の情報発信の方法について検討していきたい。

【委員】

資料 1 の 26 ページ、問 33 「住んでいる地域での暮らしの安心」の項目について、前々回の令和元年の調査では、要介護・要支援認定を受けている方の 29.2%の方が「安心して暮らすことができる」と回答しているのに対して、今回の令和 7 年の調査では 19.8%となっている。また、要介護・要支援認定を受けていない方は、令和元年調査では 31.6%の方が「安心して暮らすことができる」と回答しているのに対して、令和 7 年は 13.2%という結果で、いずれもかなり減少している。この令和元年と令和 7 年との差について、こういった要因が考

えられるか。

【事務局】

この設問の経年比較について、前回の令和4年の調査と比べると、要介護・要支援認定を受けている方・受けていない方ともに、「安心して暮らすことができる」「どちらかという安心して暮らすことができる」の計は増加しており、暮らしの安心感は増加したという結果になっている。しかし、委員のご指摘のとおり、前々回の令和元年の調査と比べると、暮らしの安心感は減少している。

この令和元年から7年の間に何があったのか考えたときに、新型コロナウイルス感染症による社会の動きが一つの要因として考えられるのではないかと考えている。コロナ禍で人や社会とのつながりが切れてしまった、ということがあったのではないかと考えているところ。

市町村でも通いの場がコロナ禍で休止等となり、再度立ち上げるのに苦勞されているという話も聞いている。前回の令和4年の調査時よりは、そういったつながりが回復しているのかもしれないが、令和元年の水準までは回復していないのではないかと、ということが一つの可能性として考えられる。

【委員】

この調査結果を見て二点意見がある。

一点目は、資料1の12ページにある主な介護者が「同居の孫」ということに関連して、現在、勤務している大学でも、祖父母に関連した理由で授業を休む学生が見受けられているところ。

一方で、学生の親（要介護者の子）の介護離職を防ぐという意味では、孫が祖父母の介護を担うことで親を支えるということもありえると思う。

介護を理由に離職を余儀なくされるということは企業にとっても打撃につながると考えられることから、企業側の支援、課題などの実態も含めて、次期計画ではより一層反映させてもいいのではないかと考えている。

二点目は、資料1の14ページ、問30-3「医療や介護を受けながら、自宅で最期まで過ごすことができるかどうかわからないと思う理由」について、約3割の方が「考えたことがない」という選択をしている。この設問は複数回答となっているが、「考えたことがない」を選択した方は、恐らくこの選択肢だけを選んだ方が多いのではないと思われる。この「考えたことがない」が、ポジティブな意味で「自分自身の基盤がしっかり成り立っており、何かあったときでもすぐに対応ができるから考えたことがない」という場合もあるかもしれないが、自分自身の最期を考えることに抵抗があり、考えることを避けている場合もあると思う。お年を召された方は特に後者のような傾向も考えられ、いざ何か起きたときに、右往左往することもあるのではないかと考える。この「考えたことがない」という回答をもう少し掘り

下げるような問い方ができるか、今後、検討してもいいのではないかと感じた。

【事務局】

一点目について、ビジネスケアラーあるいはダブルケアラーの方の抱える問題については大阪府としても課題感を持っており、高齢関係部署だけでなく、福祉部内の他の部門や労働関係部署とも連携し、庁内横断的な会議体で議論しているところ。この会議体での議論も踏まえながら、次期計画への記載についても検討してまいりたい。

二点目について、この問 30-3「医療や介護を受けながら、自宅で最期まで過ごすことができるかどうかかわからないと思う理由」については、問 30-1の「自宅で療養しながら、最期まで過ごすことができると思うか」という問いに対し、選択肢「できると思う」、「難しいと思う」、「わからない」のうち、「わからない」を選択した方に回答していただく設問となっている。前回の令和4年の調査で、「わからない」と回答した方の割合が多かったことから、その理由を確認するために、今回、問 30-3として追加した設問である。

問 30-1で「自宅で療養しながら、最期まで過ごすことができるかわからない」と回答したうえで、問 30-3で「考えたことがない」との回答であることを踏まえると、人生会議等が浸透するような施策の必要性を感じている。人生会議等の周知・広報はしているところであるが、次回の調査時の問いかけ方については検討していきたいと思う。

【委員】

資料1の27ページ、問34「困ったことや不安なことを相談できる相手」について掲載があるが、これについて単身高齢者の場合の分析ができないか。単身高齢者の相談できる相手の有無や、相手がいる場合にどのような人かなど。

この間、単身高齢者が増加しており、今後も増加する見込みであると国も推計しているところ。

また、少し古いデータではあるが、内閣府が実施した調査で、日本は諸外国と比較して、家族に頼るという方が多く、友人等の家族以外に頼るという方が少ない傾向にあるというデータがある。

今後、単身高齢者の増加が進んでいく社会において、地域共生社会づくりや孤立・孤独の問題を考える必要があり、大阪の場合はどのように対応していくのが課題であると感じている。

日本の福祉サービスは申請制であるので、単身で、地域とのつながりもなければ、サービスにつながらない可能性もある。どのようにして必要な支援が届くようにするのか、ということとは非常に大切であると考えてるので、その点の分析をぜひお願いしたい。

【事務局】

単身高齢者の増加については、大阪府にとって大きな課題であると認識している。

「高齢者の生活実態と介護サービス等に関する意識調査報告書」の91ページに、この問34「困ったことや不安なことを相談できる相手」の属性別の集計表を掲載しており、世帯構成別に集計したのも掲載している。世帯構成が「一人暮らし」である方の回答としては、「家族・親類」と答えた方が70%、「知人・友人」が46.1%、「かかりつけの医師（歯科を含む）」が27%という結果であった。一人暮らしの方も一定、相談相手がいるという結果である一方、複数回答であるので、一人の方が複数の相談相手を回答している可能性はある。この調査では、親族等が全くいच्छらない方がどうかという分析までは難しいが、そういった方もおられる前提で、今後の対応を検討していく必要があると感じている。

【会長】

单身の方が何らかサービスを利用したい場合に、自らアクションを起こすことが難しい場合もある。地域共生社会をめざしているところであると思うが、今後、よりアウトリーチ等の方策を検討いただければと思う。

【委員】

資料1の27ページ、問34「困ったことや不安なことを相談できる相手」について、最近、若い方はAIに相談するということもあるよう。また、高齢者でスマートフォンを使用している方も増えている。次回以降の調査で、この相談相手に「AI」という選択肢が入ることもあり得るか。

【事務局】

昨今、AIが普及しており、わからないことや困ったことをAIに聞くという高齢者が増えていく可能性はある。選択肢の設定については、次回調査の際に検討したい。

【委員】

この審議会は、福祉、医療等の専門職が集まっているので、専門的見地から活発な議論が展開されることを期待する。

【事務局】

来年度は次期計画の策定について審議いただく予定で、より深い議論が必要になってくると考えている。委員のみなさまには、各専門職の視点でのご意見を頂戴したいと思っており、いただいたご意見は行政として受けとめさせていただきたいと思っている。

【会長】

事務局においては、いただいた意見を踏まえて、この調査結果をもとにどのように分析ができるのか等について考えていただきたいと思います。

なお、この「高齢者の生活実態と介護サービス等に関する意識調査結果」については、後日府のホームページで公表する旨、事務局から聞いているところ。

続いて、議題2「大阪府高齢者計画2024」令和8年度の主要事業について、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局】

議題（2）「大阪府高齢者計画2024」の取組み状況等について（令和8年度の主要事業）」について説明

【委員】

議題1の調査結果の報告を聞いて、早い時期から介護予防に取り組んでいる方、早くから情報を得て地域の活動に参加されている方のほうが、その後の日々の充実感もあるのではないかと感じた。早期からそのような活動に参加できるように、大阪府が府内の市町村に対してどのような働きかけをしていくのかということも大切な視点であると考えてるので、次期計画にも記載していただければと思う。

また、介護の担い手は、専門職だけではなく、家族が担っている部分も大きいと感じている。先ほどの委員とのやりとりのなかで、労働関係部署などとも協働しながらビジネスケアラー等に対する検討をおこなっていくとのことであったが、介護を担っている家族へのフォローを次期計画にどのように盛り込むのかについて具体的に考えていただきたい。

次に、認知症の啓発について、大阪府が委嘱している認知症本人大使「おおさか希望大使」の選定の基準を教えてください。

また、認知症基本法では、認知症の方本人にできるだけ施策へ参画していただくこととなっているが、この審議会への参画や、認知症部会のような当事者の方が参画できる場について、次年度に考えているのか伺いたい。

【事務局】

大阪府としても介護予防は早くから取り組んでいただくことが重要であると考えている。通いの場等へ来ていただき、社会参加していただくことも大切であると思うが、高齢者のニーズは多様化しており、通いの場だけでなく就労することで社会参加している場合もある。多様な社会参加の形を市町村にも伝えながら、高齢者の社会参加を進めていきたいと考えている。

介護の担い手として、ビジネスケアラーやヤングケアラーも含めた家族介護者への支援が必要であり、引き続き検討が必要であると考えている。

「おおさか希望大使」の選定基準については、大阪府内に在住で、認知症の診断を受けておられる方で、大阪府とともに認知症の普及啓発活動に取り組んでいただける方になる。活動にあたっては、府のホームページや様々な場面で、顔や氏名、自身の経歴やプロフィールを出

していただくこともあるため、それらを原則的に公表できる方を考えている。現在は市町村からそういった方を推薦・紹介いただき、府職員も一緒に話を聞かせていただいで選定している。

認知症の方の本人参画について、国の認知症施策推進基本計画でも本人達の声をしっかり聞くということが記載されているところで、われわれ担当職員も、この間、できるだけ認知症のご本人、ご家族がおられるところに出向いて意見交換を重ねてきた。

ご本人に計画審議会の委員を委嘱するか、部会をつくるか等の手法については、都道府県によって様々な手法が取られているところ。どのような手法によっても、来年度の次期計画策定の際は、現在4名いる希望大使を中心に、ご意見をしっかりと伺う機会を設けていく。

【委員】

認知症の方と話す機会があり、障がい者手帳等の所持者が対象となる交通費割引について、自身が対象外であることに不公平感を持たれていた。その方は市町村から希望大使に推薦されなかったとのことだが、そういった自分の意見を述べたい方は他にもいると思われるので、できるだけ多くの認知症の方から意見を聞く機会を設けていただければと思う。

先ほどの介護の担い手の話に関連して、今、考え方を大きく切り替える時期に来ているのではないかと感じている。われわれはどうしても「介護をする側」と「介護をされる側」とで分けて考えてしまうところがあると思う。しかし、介護されている方もすべてにおいて介護が必要ではない場合もある。認知症の方も、何もできないという訳ではないのに、助けてあげなければいけない人であると一方的に決めつけられている場合もあるように感じる。これからは、相互扶助的な考えで共存をめざしていく視点も必要なのではないか。家族の介護を経験した方が、相談員等となって他の家族の支援をしているなど、次の担い手となっている場合もある。そういった相互扶助の考えを持っていただき、大阪府がそのような考えを持つことで、市町村にも広がっていくことを期待する。

【委員】

改めて伺いたいのが、ヤングケアラーとビジネスケアラーは、どういう人を指しているのか。

【事務局】

ヤングケアラーは、若いうちから家族の介護などを担っている方で、18歳未満の子どもだけでなく、18歳以上の方も含まれる。家族の介護を担うことで、学校生活や友人関係のなかでの経験や体験の機会の喪失があるような子どもや若者がヤングケアラーに該当すると考えている。

ビジネスケアラーは、家族や親族の介護を担いながら就労をされている方を指す。仕事と介護の両立は非常に大変なことであるため、そういった方への支援が必要であると考えている。

【委員】

介護を担っている家族、特に仕事をしながら介護をしている家族は本当に困っている状況だと思う。平日は都会で仕事をして、週末に田舎へ帰って家族の介護をしている場合もある。ヤングケアラーやビジネスケアラーの問題を考えるにあたっては、厚生労働省が、文部科学省や経済産業省、財務省とも連携して、総合的に対応を検討する必要があると考える。国に対してそのような提案をしてほしい。

【委員】

20年以上、社会福祉士の養成に関わっているが、取り巻く状況が変わってきていると感じている。

先日、外国人介護人材を受け入れている法人と話をすることがあったが、外国人介護人材がリーダー的な存在となっており、中核を担っているということを知った。入職したばかりの外国人介護人材の方にとっては、目標となる方がいることでモチベーションの向上につながっているということであった。今後は、受入れ促進や定着支援に加えて、外国人介護人材のキャリアパスを考えることについても議論の余地があるのではないかと考えている。

また、大手の有料老人ホームとも話をすることがあり、私が勤務している大学の福祉・介護以外の学部から2名を介護職として採用し、頑張ってくれているという話をいただいた。この法人に限らず、近年は、福祉・介護を主とした学部だけでなく、他の学部からも介護職に魅力を感じて入職しているとのことだった。実際には、入職して1か月から2か月程度、福祉とは何か、介護とは何か、倫理的な話など、一定期間学んでもらったうえで仕事に入っているようである。福祉系学部以外の方を採用した場合に、法人の中でどのような育てていくのか、あるいは外部の研修等があれば参加させて育ててもらえるのか、ということも整理が必要ではないかと感じている。人材の確保が厳しくなっているなかで、福祉系以外の学生や生徒に魅力発信することも大切であるが、今後は入職した後の育成の仕組みも考えていく必要があるのではないかと感じている。

最後に、介護職の横のつながりについて。例えば、ある法人に入職したのが自分一人だった場合も、他の法人の入職1年目や2年目の人たちと交流できる場があると横のつながりができる。最近は一つの事業所で一度に何十人も入職することは少ないと思われ、何らかの不安を抱えながらも、それを話せないまま仕事をされている方もいると思う。また、とてもお世話になった上司の急な退職や異動を機に、自身の離職を考えるようになったという話もよく耳にする。横のつながりができることで、「自分だけがこういうことを考えているのではなく、これは当たり前の悩みなんだ」と思えることもあり、一つの事業所だけではできないことも、他の事業所との交流の場があることで、お互いに支え合えることもある。そういった場づくりを強化していくことで、介護人材の定着にもつながるのではないかと考えている。

【事務局】

現在、大阪では外国人介護人材が増加しているところ。今までの取組みは、主に受入れの促進であったが、今回の「大阪府介護・福祉人材確保戦略 2023」の中間見直しにおいては、外国人介護人材の定着支援を追加した。特定技能が始まったのが平成 31 年であり、この制度で入職した方々がリーダー的な立場になっているという話もよく聞いている。こういう方々のキャリアパスや、どういったフォローができるのかについて検討の必要性を感じており、今後ともご意見をいただけたらと思う。

二点目にあった福祉系以外の学部からの介護現場への就職について、大変うれしい思いで話を伺っていた。先ほど紹介した職場体験やインターンシップの取組みは、大阪福祉人材支援センターに委託しているが、こういった取組みの情報は、福祉系学部がある大学だけでなく、一般の大学にも情報提供しているところ。年 1 回、3 月の大学生の就職活動が始まるタイミングに合わせて、就職フェアというものを実施しているが、ぜひ多くの方に来ていただきたいということで、大阪福祉人材支援センターが大学に足を運び、取組みの紹介をしている。今、福祉・介護に関わっていない若い世代の方々にも様々な取組みを知ってもらえるよう、今後とも手法を検討しながら進めていきたいと考えている。

三点目にあった介護職の横のつながりについて、一法人だけでは横のつながりができにくいことについては介護現場を運営する法人の方々からも心配の声を聞いているところ。

職員研修事業を大阪福祉人材支援センターへの委託で実施しており、多くの方が受講しやすいよう、オンデマンド配信などの研修を充実させている一方、職場に同年代や同じ立場の方がいない若い方や中堅職員の方々に横のつながりを持ってもらえるよう、対面での研修も実施している。こういった研修もぜひ利用していただけるよう、周知・広報に努めてまいりたい。

【委員】

資料 2 にある「令和 8 年度における認知症施策の主な取組み」について、三点意見がある。まず、「〔2〕安心して生活を営むことができる認知症バリアフリーの推進」の「社会参加の機会の確保等」にある「認知症の人本人からの発信支援」について。現在、4 名の「おおさか希望大使」が、自身の生き様や認知症の啓発について一生懸命に発信をされているが、この 4 名の他にも発信したいという思いを持っている認知症の方はたくさんいると思うので、そういった方々がより多く活動できる場を広げていっていただきたい。

二点目は、同じく「社会参加の機会の確保等」にある「若年性認知症に関する取組」に関連して、先般、若年性認知症支援コーディネーターの方の企画で開催された若年性認知症のシリーズの研修は、福祉現場の方の他、医療、企業等、様々なジャンルの方を対象としており、多様な専門職が講師を務め、非常に充実した内容であった。相談を受けたら最後まで支援をする、最後まで手放さない、一人ではなく関係者がともに連携して支援の輪を広げていこう

という視点も大変よかったと思っているが、そのような視点の重要性は若年性認知症の支援に限ったことではないと考えている。仕事をしたいという認知症の方は若年の方以外でもおり、例えば、65歳以上になってから障がい者手帳を取得し、障がい者雇用枠で就職した方や、70歳になってから受給者証を取得し、就労支援B型事業所で働いている方が増えている。この支援の視点を、若年性認知症支援だけの視点とするのはもったいないので、一人ひとりが最期まで自分らしく生きていけるよう、高齢者の支援をしている関係者、専門職の方々に広げていっていただきたいと思う。

三点目は、「意思決定の支援・権利利益の保護」に関連して、大阪では日常生活自立支援事業の利用者のうち、精神障がい者等の利用は増加しているが、認知症高齢者等の利用は減少していると聞いた。認知症高齢者の数が増えているにもかかわらず利用者が減少しているのは、日常生活自立支援事業の利用を申し込んでも待機期間があり、なかなか利用開始できないため、成年後見制度の利用に移ることが要因とのこと。

一方で、成年後見制度も、全国では市町村長が申立人である件数が一番多く、二番目が本人申立であるが、大阪は逆で本人申立が一番多い。これは、市町村長申立が、虐待ケースや困難ケースに限定されていたり、長期間を要するので待ってられないということで、専門団体に手続きを全て依頼して本人申立を行っている実態があり、それが要因で増えているというようなことも聞いた。

今、成年後見制度の改正、日常生活自立支援事業の身寄りのない方への拡大と、制度が大きく変わる状況のなかで、ぜひ認知症の人の権利が実態として守られるよう、次期計画に反映していただきたい。

【事務局】

現在の「おおさか希望大使」4名には、非常に精力的に活動いただいております。講演会の来場者からも、「新たな発見ができた」など前向きで力強い感想をいただいているところ。

われわれも、この取組みは非常に大切であり、今後はこの4名に限らず、できるだけ多くの方が参加できる方向で考えていきたいと思っている。

二点目の認知症の方の就労等の支援について、今は、認知症は自分事という時代になってきており、若年であるか高齢者であるかに関わらず、仕事をしたい、社会参加をしたいというご意見も聞いている。そのようななかで、就業に限らない多様な社会参加として、有償ボランティアなどで社会参加をし、その対価を得ることでモチベーションを上げていくという取組みも進んでいる。大阪府でも、先日セミナーを開催し、介護事業者の方々にそういった取組みを紹介したところ。引き続き、就労等への支援や社会参加の取組みを進め、若年に限らず認知症の方の社会参加が進むよう取り組んでまいりたい。

三点目の日常生活自立支援事業について、委員のご指摘のとおり、大阪府では認知症高齢者等の利用者数は減り、精神障がい者等の利用者数が増えている傾向がある。今後、判断能力が不十分な認知症の高齢者の福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理支援をするた

め、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会と連携しながら進めてまいりたい。

【委員】

資料2の4ページ、「介護・福祉人材の確保・定着（参入促進）」の「職業としての介護の魅力アピール」に記載されている事業は非常に重要であると思っており、これらの事業について、二点質問がある。

高校への出前講座は、大阪福祉人材支援センターに委託して実施していると思う。可能であれば、受講した人が結果としてどのような進路選択をしたのか追跡調査をしたほうが良いと考えるが、事業のスキームとしてそこまで実施されているのか伺いたい。

もう一点は、「介護職・介護業務の魅力発信等事業」では小学生とその保護者を対象としており、「参入促進・魅力発信等事業」では高校生を対象としている。本来は、小学生、中学生、高校生があって、次の進路選択で大学等に進学する方もいれば、就職する方もいる。大学や専門学校へ進学した方も、最終的に職業選択をする、という流れになると思うので、就業するまでの切れ目のないフォローや魅力発信が必要であると考えます。中学生向けの魅力発信もしたほうが良いのではないかと思うが、こういった施策ができるか考えを伺いたい。

【事務局】

まず、出前講座の受講者のその後の進路選択について、追跡調査はできていない。学校側が授業等との兼ね合いで出前講座を組み込むのが難しく、なかなか実施に手を挙げていただけない現状があり、大阪福祉人材支援センターが学校へ伺ってこの出前講座を知っていただき、実施していただけるよう努力しているところ。

次に、大阪府の事業対象として、中学生に実施できていないというのはご指摘のとおり。間接的にはあるが中学生への取組みとして、この資料には記載していないが、市町村補助事業がある。市町村がおこなう魅力発信事業に対して、額は多くないが2分の1を補助している。また、市町村ブロック会議を開催し、人材確保に取り組んでいる市町村の情報交換の場となっている。そこで魅力発信事業をしている市町村の情報を、他の市町村にも共有するという取組みを進めている。とても前向きに取り組んでいる市町村もあり、少しずつでも実を結ぶよう取組みを進めているところ。

【委員】

以前は「徘徊」という言葉が使われており、今は「ひとり歩き」という言葉が使われるようになったが、この「ひとり歩き」は命に関わる。行方不明者の早期発見を支援するアプリや、行方不明者の特徴等をメールで共有するサービスを取り入れている市町村もあるが、道路を一本渡ると市外となってしまう、情報の共有が難しいという課題もある。せめて大阪府内では情報の共有ができる仕組みができればいいと思っている。

全国で認知症行方不明者と家族支援を目的とした団体等ができてきているようだが、行政も認

知症施策として「ひとり歩き」に対応した施策をおこなってほしいと思う。

【事務局】

認知症の方の「ひとり歩き」も含めた行方不明高齢者の早期発見については、現在、市町村で「見守り SOS ネットワーク」というものが構築されており、民間企業の方々にもご協力をいただきながら活動を進めているところ。

また、府域を越える場合も、他の都道府県との広域的な連携の仕組みもできているので、そういったことも活用しながら、引き続き早期発見に取り組んでいきたい。

次期計画への記載については、今後、検討してまいりたい。

【委員】

家族もGPS機器を持たせるなど様々な工夫をしているが、体が元気な認知症の方は、ある日突然、ひとり歩きで行方不明になってしまうという現実がある。取組みの周知も必要かと思うので、よろしく願いたい。

【事務局】

議題（3）その他として、「大阪府地域医療介護総合確保基金（介護分）について」及び「第10期介護保険事業（支援）計画の策定について」について説明

【委員】

大阪府地域医療介護総合確保基金（介護分）の令和8年度の事業において、介護支援専門員法定研修負担軽減事業が実施される。

介護支援専門員の高齢化が急速に進んでおり、60歳以上が約30%、50歳代が約35%と、合計で70%弱が50歳以上という状況で、今後5年から10年の間に、大幅に人材が減少する可能性がある。これは、介護支援専門員の資格が、養成校を卒業すれば取得できるというものではないため、若年者のなり手がいないということも要因かと思う。人材確保のためにも、法定研修受講にかかる負担軽減が求められているところであり、引き続きの支援をお願いしたい。

【事務局】

高齢介護室長挨拶